認知症のある人を対象としたソーシャルワーカーによる アドボカシーの文献検討

小 山 宰

和文抄録

本研究では、わが国の認知症のある人を対象としたアドボカシーに関するソーシャルワーク研究の傾向と研究課題を明示することを目的として文献検討を行った。検討対象となった文献を「ソーシャルワークアドボカシーの4形態の差異モデル」(Freddolino et al. 2004)を用いて分析したところ、先行研究は成年後見制度等の利用や当該制度に基づく法律専門職との連携に関する議論に集中し、セルフ・アドボカシーに関する研究が限定的な状況にあることが明らかとなった。研究結果を踏まえ、本論では、認知症のある人を対象としたアドボカシーに関する研究課題として、①成年後見制度の利用に基づくアドボカシーについては、その実践が認知症のある人にもたらす弊害や課題の批判的検討が必要であること、また②セルフ・アドボカシーに係る研究を発展させていくにあたり、アドボカシーの対象となる認知症のある人の原因疾患と重症度の特定が必要になることを指摘した。

キーワード:アドボカシー、認知症、ソーシャルワーク

I. 研究背景および研究の目的

世界における認知症のある人(以下,認知症者)の数は、2019年時点で5千万人超と推計され、その数は2050年に約1億3,900万人に達すると予測されている(WHO 2021)¹⁾. 認知症者の世界的増加が見込まれるなかで、認知症者の医療や介護に関する意思決定の支援や、認知症者の権利侵害を解消するソーシャルワーカー(以下,SWr)によるアドボカシーの重要性は、高まっていると言える.

2024年6月30日受付/2024年11月8日受理 OYAMA Tsukasa 青森県立保健大学健康科学部

E-mail: t oyama@ms.auhw.ac.jp

これまで、認知症者のアドボカシーに関する ソーシャルワーク研究(以下,SW研究)では、 その他の状況にあるクライエントのアドボカシー の実践以上に、当事者をアドボカシーの主体に据 えることが強調されてきた。すなわち、認知症者 自身の意向は, 他者から軽視されがちな状況にお いて、SWr には、認知症者が自らケアサービス の選択を行い、また政策やシステムの変更に自ら 影響を与えられるよう支援するアドボカシーが求 められている (Johnson et al. 2006). 実際に, 認知症者のケアサービス利用等に関わる意思決定 の場面では, 家族の意向が優先される傾向が報告 されており、SWr が当該場面で、認知症者の意 向を意思決定に反映させる必要性を強く認識し, アドボカシーに取り組んでいることが明らかにな っている (Donnelly et al. 2019). これらの議 論の経過において, Scourfield (2022) は, 認 知症者のアドボカシーでは、認知症者の意思決定 を支えるための法制度を利用したアドボカシーと 共に、認知症者が主体となり実行するセルフ・ア ドボカシーが重要になることを指摘する。セル フ・アドボカシーは、概して認知症者が自らの権 利を自覚し、権利侵害の状態等を自ら改善してい けるよう支援することを指す。特にセルフ・アド ボカシーは、認知症者が経験する他者からの偏見 や差別の是正に関わり、その有効性が期待されて いる (Scourfield 2022). 認知症者のセルフ・ア ドボカシーを支える SWr の具体的方法などに関 しては、先行研究において十分な議論がされてい るとは言い難い. しかし、認知症者が有する権利 の尊重および擁護を行うにあたり、認知症者の意 思決定を支えるアドボカシーのみならず、認知症 者のセルフ・アドボカシーを含む広範な議論の必 要が、先行研究において示唆される。

他方、本邦の認知症者のアドボカシーに関する SW 研究では、アドボカシー概念が矮小化され論 じられている可能性が示唆される. すなわち, わ が国では権利擁護、アドボカシーの概念が、成年 後見制度や日常生活自立支援事業の制度利用を意 味する語として限定的に論じられている状況が指 摘されており(竹端 2012;寺田 2016), 認知 症者のアドボカシーを論じる研究においても、同 様の状況にある可能性が考えられる. これらの状 況は、国外において認知症者のアドボカシーを広 義に捉える議論の動向に逆行するほか、わが国の 認知症者のアドボカシーに関する SW 研究の発 展の弊害となり得る. 本邦において当該研究が, 実際に偏りのある議論となっているのかは、先行 研究の傾向を検証する必要がある. また、認知症 者の権利擁護やアドボカシーについては、「近年 その重要性は指摘されつつもその理論的かつ具体 的な展開は発展途上の過程にある」(久松 2017 a: 18) との指摘がある. これらを踏まえると, 本邦の認知症者のアドボカシーに係る SW 研究 の現状を分析するほか、その課題を明確化し、同 研究のさらなる発展を目指す必要がある.

以上より本論では、わが国の認知症者を対象と

した SWr によるアドボカシーに関する先行研究の議論の傾向を確認することを通して、本邦の認知症者のアドボカシーに係る SW 研究の発展に向けた今後の研究課題を明らかにすることを目的とする。本研究は、国内における認知症者のアドボカシーに関する SW 研究の動向を、国外における同研究の知見を踏まえ分析することで、その現状と課題を明らかにし、学術的な発展に貢献する点で独創性を有する。

Ⅱ. 用語の定義と研究方法

本論では、認知症者を対象とした SWr による アドボカシーに関する先行研究の文献検討を行う. しかしアドボカシー概念は論者によって多様 な意味合いで用いられる現状がある. そのため以下では、本論で用いるアドボカシー概念を明示し、そのうえで本論における研究方法を述べる.

1. 本論におけるアドボカシー概念

本論では、アドボカシー概念を北野 (2000: 143) が示す下記の意味において用いる.

①侵害されている、あるいは諦めさせられている本人(仲間)の権利がどのようなものであるかを明確にすることを支援するとともに、②その明確にされた権利の救済や権利の形成・獲得を支援し、③それらの権利にまつわる問題を自ら解決する力や、解決に必要なさまざまな支援を活用する力を高めることを支援する、方法や手続に基づく活動の総体

北野(1999, 2000)によるアドボカシーの定義は、近年のアドボカシーおよび権利擁護概念の精緻化を図る先行研究において、当該概念の代表的な定義として度々引用される(寺田 2016;日田 2020;小川 2021).数あるアドボカシーの定義の内、北野(1999)の定義は、「クライエントのエンパワメント、スキルの向上を強く意識しており、セルフ・アドボカシーに寄与するソーシャルワークの役割を含めて定義している」と評さ

れる (岩崎 2010: 38). 他方, これまでアドボ カシーは弁護や代弁と言い換えられ、自らの権利 遂行が困難な者に代わって SWr が、その権利を 護る行為として解されることが多かった。これ対 して竹端(2013)は、従来型のアドボカシーで は擁護者が問題解決の主体となり、課題を抱える 当事者を依存的な立場に追いやる点において課題 を有することを指摘し、当事者主体で展開される セルフ・アドボカシーをアドボカシーの端緒に位 置づけることの重要性を説く、先述した国外にお ける認知症者のアドボカシーに関する SW 研究 においても、意思決定等が困難な方へのアドボカ シーに留まらずセルフ・アドボカシーまでが重要 になることが示唆される. 本論では、認知症者に 対するアドボカシーを本人の弁護や代弁等からセ ルフ・アドボカシーを含む広範な実践として捉え る立場から、セルフ・アドボカシーに関わる SWr の役割を含む北野(2000)のアドボカシー の定義を本論における同概念の定義として用い る.

なお本論では、アドボカシーと権利擁護を同義 として捉える。権利擁護は、先行研究において 「行為・活動」としての意味合いのほかに、成年 後見制度等の「仕組み」、目指すべき「状態」、ま たはそうした状態に向かう「過程」を意味する概 念として多義的に扱われてきた(日田 2020: 51-54). この内, 仕組み, 状態, 過程の意味合いで 用いられる権利擁護概念は、上記のアドボカシー 概念とは大きく異なる。一方、行為・活動として の権利擁護は、「行為としてのアドボカシーがそ のまま該当する」(日田 2020: 51). 後述するよ うに本論では、SWr を主語としたアドボカシー、 権利擁護に関する先行研究を抽出し、その知見を 整理する。この点において、SWr による実践行 為とは異なる仕組みや状態等を意味する権利擁護 は本論では主として扱うことをしない、そのた め、本論ではアドボカシーを権利擁護と同義とし て扱う.

2. 研究方法

本論では,研究方法として文献検討を用いる.

具体的な手順として, はじめに論文検索データ ベースである CiNii Research と医中誌 Web を 用いて、「認知症」および「アドボカシー」を キーワードに論文検索 (AND 検索)を行った. またキーワードの類語として認知症には「痴 呆」、アドボカシーには「権利擁護」の語をそれ ぞれ置き換え,同様の方法で論文検索を行った. さらに上記データベースを用いて「認知症」と 「ソーシャルワーク」をキーワードに AND 検索 を実施し、文献検討の対象に加えた。後者の論文 検索においても、認知症を「痴呆」に、ソーシャ ルワークを「ソーシャルワーカー」にそれぞれ置 きかえ追加の論文検索を行った。なお学術論文を 文献検討の対象にするにあたり、CiNii Research の利用にあたっては、データソースを CiNii Articles に指定し、資源種別を紀要論文および学術 雑誌論文に限定した。また医中誌 Web による論 文検索にあたっては、原著論文を対象とした(最 終検索日:2024年5月20日)2).

検索によって抽出された論文については、まず 重複の有無を確認し、紀要論文および学術雑誌論 文に当てはまらないものは除外した。そのうえで タイトルおよび抄録、文献内容を確認し SWr や 社会福祉士の論及がない論文を除外した。また同 方法によって認知症者を支援対象に位置づけてい ない論文を除外した。以上の手順で抽出した論文 については、認知症者を対象とするアドボカシー が SWr の実践行為として論じられているかを内 容から確認し、該当する論文を最終的な文献検討 の対象とした。

上記方法によって抽出した先行研究については、内容ごとの類型化を通してその整理を行う。また本論では、Freddolino et al. (2004)の「ソーシャルワークアドボカシーの 4 形態の差異モデル」(以下、差異モデル)の枠組みを用いて先行研究における知見の蓄積、議論の過不足を確認する。差異モデルは、SWr が行う多様なアドボカシーの実践を、その実践内容の「帰結」、「手段」をそれぞれ誰が決定するかの 2 側面から分類し、4 形態に集約する(図 1)。Freddolino et al. (2004)によると SWr のアドボカシーは、①

アドボカシー活動の「帰結」の決定主体

| | | ソーシャルワーカー | 課題を抱える当事者 |
|-----------|-----------|--|---|
| アドボカシー活動の | ソーシャルワーカー | ①. 「最善の利益擁護型」 □主な支援対象像 とりわけ重度の障害によって、自己決定、セルフケアができない状態にある者。被虐待者。 □アドボカシーの主な実践内容 当事者の利益の代弁、代理意思決定(後見制度に関連づく)。当事者の安全と福祉の促進のために資源を動員。 | ③. 「当事者保護・促進型」 □主な支援対象像 社会的階級や社会的特性によって権利を奪われた者、 抑圧された状態にある者。 □アドボカシーの主な実践内容 当事者の主張や求める権利を明らかにし、請願や不 服申し立て等のプロセスを支援。 |
| 「手段」の決定主体 | 課題を抱える当事者 | ②. 「クライエント中心型」 □主な支援対象像 サービスの利用者(クライエント)。一定程度の ニーズ表明が可能な者。 □アドボカシーの主な実践内容 当事者のニーズを確認し、既存のサービスとマッチ ングを実施(ケースマネージメント)。 | ②. 「消費者主導型」 □主な支援対象像 社会的、身体的特徴等があることで社会で抑圧されながらも、自らに必要な給付や資源を獲得しようとする者(消費者)。 □アドボカシーの主な実践内容 当事者(消費者)が自分自身の状況をコントロールできるように支援(セルフ・アドボカシーの支援)。 |

図 1 ソーシャルワークアドボカシーの 4 形態の差異モデル

(Freddolino et al. (2004: 126) を元に作成)

アドボカシーの帰結および手段の双方を SWr を 含む専門家が決定する「最善の利益擁護型」、② アドボカシーの帰結は専門家が定め、その手段は 課題を抱える当事者が決定する「クライエント中 心型」、③アドボカシーの帰結を当事者が定め、 その手段を専門家が決定する「当事者保護・促進 型」、④アドボカシーの帰結、手段の双方を当事 者が決定する「消費者主導型」の4つに分類さ れる. すなわち差異モデルにおける4形態のア ドボカシーは、いかなる権利をアドボカシーによ って回復または獲得するのか(帰結)の決定と. その権利の回復や獲得をいかに実現するのか(手 段)の決定における当事者参加の有無によって区 別される。内容ごとに分類した先行研究を差異モ デルを用いて分析することによって、4形態のア ドボカシーの内、いかなる形態のアドボカシーの 知見がどの程度蓄積され、反対にどの形態のアド ボカシーに係る議論が不足しているのかを把握す ることができる。さらに差異モデルによって示さ れるアドボカシーの4形態は、それぞれ図1中 にある異なる支援対象像と結びつく. 同モデルを

分析枠組みとして用いることにより、先行研究がいかなる状態にある認知症者をアドボカシーの対象として論じてきたかを分析することも可能になる。既述の通り、本論ではアドボカシーの実践において、SWrがセルフ・アドボカシーに関与することを想定する。差異モデルは、アドボカシーの帰結および手段に当事者の参加を見込む消費者主導型のアドボカシー(セルフ・アドボカシー)を包含しており、この点からも本論の分析枠組みとして差異モデルを採用することは適当であると判断した。

Ⅲ. 結果

データベースを用いた検索の結果, CiNii Research では合計 47 件, 医中誌 Web では合計 299 件の論文が抽出された. その内, 重複している論文が 139 件あることを確認し, それらを除く 207 件の論文について, 研究方法に示した手順で内容の確認を行った. その結果, SWr による認知症者を対象としたアドボカシーを論じる論

文を15件抽出した。他方、データベースの検索 では抽出できなかったものの、上記の文献抽出を 行う過程において同内容を論じる岩間 (2012), 野村 (2014), 永田 (2017) の3件を確認した. これら3件の文献は、本研究結果の学術的妥当 性を高めることを意図して, 文献検討の対象に追 加した. 具体的に、岩間 (2012)、野村 (2014) は、その題目が示すように本論と直結する内容を 論じるものであり、共に SW 研究者として多数 の実績がある両者の文献を除外して先行研究の検 討を進めることは, 本研究結果の妥当性を失うこ とに繋がると判断し、検討の対象に加えた。ま た、永田(2017)の文献は、「日本学術会議協力 学術研究団体」に属する認知症関連学会の研究誌 の論文であり、こちらも同様に検討の対象から除 外することは、本研究結果の妥当性を損なうこと に繋がると判断し、文献検討の対象とした。以上 より、最終的に計18件を文献検討の対象とし た。

文献検討の結果,認知症者を対象とした SWrによるアドボカシーを論じる 18 の論文は,1) アドボカシーのあり方を論じる総説論文 2 件と,2) 地域包括支援センターの社会福祉士によるアドボカシーの実態を報告する論文 3 件のほか, SWrによる具体的なアドボカシーの実践に関わり3) 成年後見制度等の制度利用および法律専門職との連携,4) 認知症者の代弁,5) 認知症者のニーズ把握および意思決定の支援,6) 認知症者のセルフ・アドボカシーを論じる研究に類型化することができた。なかでも3)の類型に該当する論文は,合計6件となり全体の3分の1を占めた。その他4) および5) の類型に該当する論文はそれぞれ3件,6) に該当する論文は1件のみであった。

以下では、抽出された先行研究を上記の類型に基づき整理する。また、類型化した先行研究を差異モデルを参照し分析することを通じて、先行研究における知見の蓄積および議論の過不足を確認する³⁾

ソーシャルワーカーによる認知症者を対象と したアドボカシー研究の概要

1) アドボカシーのあり方を論じる総説論文

認知症者を対象としたアドボカシーのあり方を 論じる2つの総説論文では、認知症者のアドボ カシーに際して、SWrが認知症者を他者との関 係のなかで生きる生活の主体者と捉えることと、 アドボカシーを意思決定の支援等に留めず認知症 者の自己実現を保障する広範な取り組みとして展 開することの重要性が示唆される。

岩間 (2012: 418) は、認知症者の支援における成年後見制度の意義と可能性を論じるなかで、「そもそも『権利擁護とはなにを擁護することなのか』という本質論を看過してはならない」と主張する⁴⁾. そのうえで、これまで同論者が概念整理をしてきた「狭義の権利擁護」と「積極的権利擁護」の双方をアドボカシーの実践に位置づける必要を示唆する。すなわち岩間 (2012) は、認知症者のアドボカシーに際して、虐待や経済的被害や不当な扱いから本人を守る等の「狭義の権利擁護」のほか、認知症者が社会関係のなかで認められ、また心身や環境の変化を経験しても周囲との関係を結びながら生活の主体者として生きる本人を尊重し、またその生き方を保障する「積極的権利擁護」の展開が必要になることを述べる.

アドボカシーの実践にあたり、他者との関係を 結びながら多面的なニーズを有し生活をする認知 症者を捉え、アドボカシーを意思決定の支援等に 留めず広範に展開していくことの必要は, 野村 (2014) によっても指摘される. 野村 (2014) は、認知症高齢者のケアは、認知症高齢者の Being, Belonging, Becoming (以下, 3つの B) の 可能性を広げることが重要であると説く50. その うえで野村(2014)は、アドボカシーの実践に おいては、意思決定の支援を行うと同時に、3つ のBと関わり生きる認知症高齢者に対する人間 観を SWr が持ちながら、それら3つのBの可 能性を広げるケアとアドボカシーを結びつけるこ とが重要になることを示唆する。加えて同論文で は、先述の要点に基づくアドボカシーはピア・ア ドボカシーやセルフ・アドボカシー等の要素を含

むべきであることを指摘している。

2) 地域包括支援センターの社会福祉士によるア ドボカシーの実態

地域包括支援センターにおける権利擁護業務に 関連し、同センターに在籍する社会福祉士が認知 症者に対して成年後見制度や日常生活自立支援事 業の制度利用を行う実態が報告される.

北村ら(2014)は、地域包括支援センターに おける社会福祉士,保健師,主任介護支援専門員 (以下、3職種)は、認知症高齢者の在宅生活継 続支援および認知症高齢者の権利擁護のために 「成年後見制度と日常生活自立生活支援事業の活 用」を実施していることを明らかにしている。こ うした状況に関わり水上ら(2015:31)は、地 域包括支援センターにおける3職種のなかでも 社会福祉士は、他職種に比してより多くの頻度 で、権利擁護に関わる諸制度の利用や虐待事例へ の対応を含む認知症者のアドボカシーに携わって いることを報告する. 同様に原らは (2016), 質 間紙調査を実施して地域包括支援センターの3 職種が認知症者の支援にあたり「家族会と権利擁 護の視点」を重要視していることを明らかにして いる。しかし、同研究は、地域包括支援センター が認知症者を支えるにあたり必要となる項目のな かでも「家族会と権利擁護の視点」は、他の項目 に比べて重要性が低いと 3 職種に判断されてい る状況も報告している (原ら 2016)6).

3) 成年後見制度等の制度利用および法律専門職 との連携

認知症者に対するアドボカシーを論じる先行研究では、成年後見制度の下に行われる SWr と法律専門職との連携が複数論じられ、また同制度の申立て等に関わる SWr の実践が議論されている.

3) の類型のなかで最も多かったのが、成年後 見制度の利用に基づく SWr と法律専門職との連 携・協働を論じる研究であり、合計 4 件が同 テーマを論じていた。とりわけ法人後見の仕組み における同法人内の SWr と弁護士、司法書士等 との連携・協働の利点や方法は、今村ら (2011)、田部 (2011)、湯原ら (2015) によっ て論じられる7).

今村ら(2011)は、法人後見によって対応し た事例の分析等を通して, 法人後見の体制におい て行われる法律専門職と SWr との協働では、個 人情報を含む情報を共有が容易となり、被後見人 の対応を総合的に判断できる利点があることを示 唆する. また湯原ら (2015: 43) は、法律専門 職と社会福祉士の双方が関わる法人後見は、被後 見人等の金銭管理を行う体制を整備するに留まら ず、成年後見人等が「支援者や地域と本人の間に 入り関係を調整することで、地域住民の理解が進 み,『地域の困り者』だった本人が地域で受け入 れられ」る等の状況を生み出す「積極的権利擁 護」(岩間 2012) を具体化するとしている。さ らに田部(2011:35)は、法人後見に基づく法 律専門職と SWr の連携・協働において、互いの 専門職が有する知識と技術の有効性の検証と調整 等を行う「協議の場」の重要性を説いている.

上記の法人後見の体制に基づく連携・協働とは 異なり、鵜浦 (2013) は成年後見人等との連 携・協働に必要となる地域包括支援センターの社 会福祉士の働きかけの内容を整理する。鵜浦 (2013) は、社会福祉士と成年後見人等の連携・ 協働の類型ごとに展開される働きかけの内容を示 すほか、その前提として社会福祉士は成年後見人 等に対して、チームとして被後見人等に関わる意 識を持ってもらうよう働きかける等、連携・協働 の基盤形成の働きかけを実施していることを明ら かにしている。

さらに成年後見制度の利用を通じた認知症者のアドボカシーに関わり松崎(2012),林田(2017)が確認できる8).松崎(2012:510)は、SWrによる同制度の申立ての支援に着目し、当該支援のプロセスの初期において SWrが個々の認知症者における成年後見制度利用の「必要性の気づき」を得ることと、この気づきを SWrが得るために常に権利擁護の視点を持つこと等が重要になることを指摘する。他方、林田(2017)は社会福祉士の成年後見人の実践に着目し、社会福祉士が成年後見制度における財産管理と身上監護の業務のほかに、成年被後見人等の課題解決にあ

たり社会資源の調整を行う等の「ソーシャルワーク技術を活かした支援」を行っていることを明らかにする。そのうえで林田(2017:31)は、アドボカシーの実践に際して「専門職であるが故にできることを最大限発揮」することが必要になると述べる。

4) 認知症者の代弁

認知症者に対するアドボカシーとして,認知症者の代弁が SWr によって行われている現状とそれら代弁の重要性が先行研究において指摘される(久松 2015, 2017a, 2017b). とりわけ久松(2017b: 72) は,地域包括支援センターの社会福祉士による認知症高齢者を対象とした代弁は、代弁前段階,代弁段階,代弁後段階の3段階に跨り実践されていることを明らかにしている. 具体的に代弁前段階では,認知症高齢者と支援関係を結び,意思を推察すること,代弁段階では,推察した意思を多職種等で共有し,また改めて本人の意思表出を促進すること,代弁後段階では,推察した意思を多職種等で共有し,また改めて本人の意思表出を促進すること,代弁後段階では,代弁後における認知症高齢者の反応を確認する等の各段階における社会福祉士による実践内容が,久松(2017b)により示される.

さらに SWr による代弁は、BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia: 行動・心理症状)を有する認知症高齢者のアドボカシーに際しても重要となることが示唆される。 久松 (2015: 11) は、BPSD が認知症高齢者の他者とのコミュニケーションの難しさやストレス等によって発現する可能性を考えれば、「彼らの思いを伝える"代弁者"としての役割」が SWr には期待されるとしている。

5) 認知症者のニーズ把握および意思決定の支援

認知症者のアドボカシーを前提に、認知症者のニーズ把握に係る方法としてグループ活動およびバリデーションが有効であること、また認知症者の意思決定支援を行う際のSWrの態度が重要になることが指摘される.

北村(2007: 33)は、特別養護老人ホームにおける認知症高齢者を対象としたグループ活動における SWr の視点・機能の一つとして「自己決定の尊重とアドボカシー」を挙げ、またその自己

決定の前提となるニーズ把握の手法としてのグ ループ活動の意義を述べる。すなわち、グループ 活動では「グループという対等な関係で成り立つ 場を創出することで、介助し介助される関係では ない人と人との交流が成立し、発話が促進され る」ため、認知症者のニーズ把握の有効な手法と して期待ができる(北村 2007: 34)。また松本 (2019) は、同じく施設入所する認知症高齢者の ニーズ把握の手法としてバリデーションの利用を 提案する. 松本 (2019: 92) によるとバリデー ションの活用は,「認知症高齢者の主体性を重ん じた支援のためのニーズの明確化やアドボケイト を行っていくため」に有効であることが示唆され る. 以上2つの先行研究は、認知症者のアドボ カシーを眼目としたニーズ把握の具体的手法を提 案する. これに対して金(2023)は,地域包括 支援センターにおける社会福祉士が認知症高齢者 の居住の場の選択や介護サービス利用の開始場面 で意思決定に関わる支援を行っていることを明ら かにしながら、当該の意思決定支援をする際に、 社会福祉士には認知症高齢者に対する非審判的態 度や意思の尊重などを含む権利擁護に繋がり得る 態度が重要になることを指摘する。

6) 認知症者のセルフ・アドボカシー

永田(2017)は、社会福祉士である自身が関 わる若年性認知症の本人と家族の会の利用者の事 例を紹介し、そこでのセルフ・アドボカシーの実 践を報告する。事例では、60歳でアルツハイ マー型認知症を診断され職場でいじめを受け退職 した経験を持つ利用者が、上記グループ活動に参 加しながら、自尊感情を取り戻す過程と、元職の 経験を活かしてボランティア活動に取り組む機会 を獲得する状況が示される. セルフ・アドボカ シーに係る実践として、永田(2017)は地域包 括支援センターへ相談をしながら、事例の利用者 が社会参加をする場の確保等を行っている。同文 献では、セルフ・アドボカシーの実践が展開でき る認知症者がいる一方で、病気の進行等によって その展開が困難になる状況が併せて報告されてい る.

2. 認知症者を対象とするアドボカシー研究の 6 類型 - 差異モデルに基づく分析 -

前節では、SWrによる認知症者を対象とするアドボカシー研究は大きく6つに類型化されることを述べた。この6類型を差異モデルに当てはめると、2)、3)、4)の類型は最善の利益擁護型のアドボカシーに、5)の類型はクライエント中心型のアドボカシーに該当する。また、1件のみの先行研究で構成される6)の類型は、消費者主導型のアドボカシーに該当した。一方、当事者保護・促進型に該当するアドボカシーに当てはまる先行研究の類型は、確認できなかった。すなわち、本論において文献検討の対象となった先行研究は、最善の利益擁護型のアドボカシーの議論に偏っている9)。

具体的に、2)、3)の類型で論じられる成年後見制度等の制度利用を通した認知症者のアドボカシー、また4)の類型で論じられる認知症者の代弁は、図1に示される最善の利益擁護型のアドボカシーの主な実践内容と重なる。これら3つの類型に該当する論文は、本研究で分析対象となった先行研究の3分の2にあたる計12件であった。わが国のSWrによる認知症者のアドボカシーに関する先行研究の大半は、最善の利益擁護型のアドボカシーを論じていることが明らかとなった。

また、認知症者のニーズ把握やサービス利用等に係る意思決定の支援に関する議論を中心とする5)の類型は、図1のクライエント中心型のアドボカシーの箇所に示される実践内容にその内容が重なる。5)の類型に該当する先行研究は、計3件であったが、クライエント中心型のアドボカシーは、わが国における認知症者のアドボカシー研究において、2番目に多く論じられるアドボカシーの形態であることが明らかとなった。

そのほか、主としてセルフ・アドボカシーを論及する6)の類型は、消費者主導型のアドボカシーの具体的内容と重なる。しかし、6)の類型に当てはまる先行研究は、永田(2017)のみである¹⁰⁾。わが国において、認知症者の消費者主導型のアドボカシーに関わる知見の蓄積は、限定

的であると言える。また、本文献検討から抽出された6類型は、いずれも当事者保護・促進型のアドボカシーには該当しなかった。

以上より、わが国の SWr による認知症者を対象としたアドボカシーに係る研究は、差異モデルにおける4つのアドボカシーの形態の内、最善の利益擁護型のアドボカシーに傾斜した議論となっていることが確認できる

Ⅳ. 考察

本研究の結果を踏まえ、わが国の認知症者のアドボカシーに係る SW 研究について、以下 2 の偏りが示唆される 11 .

第1に、認知症者のアドボカシーに係る SW 研究は、認知症者の脆弱性に焦点を当てた議論に 傾斜している状況が推測される。差異モデルを整 理した Freddolino et al. (2004) は、最善の利 益擁護型、クライエント中心型のアドボカシー は、クライエントの脆弱性の保護に作用し、一方 の消費者主導型、当事者保護・促進型のアドボカ シーは、クライエントが経験する社会からの抑圧 への対処に作用するとしている。これらの内、本 研究の分析対象となった先行研究の大多数が、前 者2つのアドボカシーに論及する内容であった ことを踏まえると、認知症者のアドボカシーに係 る SW 研究は、認知症者の脆弱性、特に認知症 者の判断能力の低下に焦点を当てた議論に偏りが あることが示唆される. 換言すれば、認知症者が 経験するスティグマや差別といった社会的抑圧の 解決に関わるアドボカシーの研究は、わが国にお いて乏しい状況にある。また、最善の利益擁護型 のアドボカシーを論及する 2), 3) の類型の先行 研究には、アドボカシーを成年後見制度等の制度 利用の意味に置きかえた議論が多く含まれた。本 論冒頭に示した、アドボカシーが成年後見制度等 の制度利用を意味する語として限定的に論じられ ているとの指摘(竹端 2012;寺田 2016)は, 認知症者のアドボカシーに係る SW 研究の一部 においても該当する.

第2に、認知症者のアドボカシーに係るSW

研究は、期せずして中等度から重度の認知症者を 対象とした議論に偏っていることが示唆される. 今回、分析対象となった先行研究全般は、研究対 象となる認知症者の原因疾患や重症度を曖昧なま まに論じており、いかなる状況にある認知症者を 対象としたアドボカシーを論じているのかが不明 瞭であった。他方、差異モデルによると、最善の 利益擁護型のアドボカシーを主として論じている 2), 3), 4) の類型の先行研究は、図1に示され るように重度者をはじめとする認知機能低下が一 定進行した認知症者を対象としたアドボカシーの 議論であることを示す。すなわち、これまでの認 知症者のアドボカシーを論じる SW 研究は、中 等度から重度の認知症者を中心的に論じてきたこ とが示唆されるものの、それらは自明なものとは なっていない、認知症は、その原因疾患や重症度 によって現れ出る症状は異なり、それによって想 定される支援内容も大きく異なる(認知症疾患診 療ガイドライン作成委員会 2017). あらゆる状 態像にある認知症者が一括りに論じられること は、認知症者それぞれが持ち得る力や可能性を排 除することにも繋がり兼ねない点で留意が必要で ある.

V. 認知症者を対象としたアドボカシー に係るソーシャルワーク研究の今後 の課題

認知症者のアドボカシーに関わる先行研究の偏りを踏まえて、当該研究における2つの課題が 指摘できる.

1. 最善の利益擁護型およびクライエント中心型 のアドボカシーに関する研究の批判的検討の 必要

最善の利益擁護型およびクライエント中心型のアドボカシーに関わる研究については、成年後見制度をはじめとする制度利用に基づくアドボカシーに係る弊害や課題を明らかにすることをしながら当該研究を興隆させていくことが今後の課題となる.

既述の通り、最善の利益擁護型およびクライエ ント中心型のアドボカシーに係る知見は、先行研 究における一定の蓄積がある. しかし、最善の利 益擁護型およびクライエント中心型のアドボカ シーは、アドボカシーの帰結を専門家が決定する という性質を持つ、換言すれば両アドボカシー は、既存の制度を用いることを前提にしており、 専門家が規定した制度の枠組みのなかで当事者を いかに擁護するかが主眼となる。そのため認知症 者が既存の制度の範疇を超えたニーズを抱える場 合(例えば、成年被後見人の医療同意など)、制 度の枠組みの下で実践する両アドボカシーには限 界が生じる。とりわけクライエント中心型のアド ボカシーについて Freddolino et al. (2004: 126) は、当該の実践は「官僚主義的な価値観に 強い影響を受けやすい」状況にあるとし、同アド ボカシーが低水準のケアを拡大することに加担す る可能性を指摘する。これらの最善の利益擁護型 およびクライエント中心型のアドボカシーが孕む 限界や懸念を考えると,両アドボカシーに関する 研究においては、これまで行われてきた制度下に おける連携・協働やニーズ把握等の議論のほか に、既存制度下で行われるアドボカシーへの批判 的検討を加えた議論を展開していくことが必要に なる

過去の成年後見制度に係る法改正の状況を振り 返ると、最善の利益擁護型のアドボカシーへの批 判的検討の必要が示唆される。 すなわち、従前の 成年後見制度については、成年被後見人である認 知症者の政治参加の機会を大きく制限し、認知症 者への差別を助長する危険性を有していたなかで (飯田 2012), 成年被後見人の選挙権回復や欠格 条項の見直しが実施された。現行の成年後見制度 が十全ではないとすれば、現在も当該制度自体が 成年被後見人等の認知症者が有する権利を脅かし ている可能性も考えられる。最善の利益擁護型の アドボカシーに関する研究においては、当該実践 に関わる法制度の限界とそれが認知症者にもたら す影響にも着目する必要が示唆される. 以上よ り、今後の認知症者のアドボカシーに係る SW 研究では、最善の利益擁護型、クライエント中心

型のアドボカシーに関して、それらの実践に伴う限界や課題の実態を明らかにするほか、その課題を SWr はいかにして克服しているのか等について議論を深める必要がある。既存制度下で行われるアドボカシーへの批判的検討を通して、両アドボカシーに係る研究はさらなる深化が期待できる。

2. 認知症者の原因疾患と重症度の特定を踏まえた当事者保護・促進型および消費者主導型のアドボカシーに関する研究の蓄積

今後の認知症者のアドボカシーに係る SW 研究においては、認知症者の原因疾患および重症度の特定とそれを踏まえた当事者保護・促進型および消費者主導型のアドボカシーに関する研究の蓄積が課題となる.

本研究結果より、これまで認知症者のアドボカ シーに係る SW 研究は、期せずして中等度から 重度の認知症者のアドボカシーの論述に偏ってい ることが示唆された。このような状況は、研究結 果の解釈を難しくするほか、認知症者に対する誤 解を拡大する可能性を有する点において見直す必 要がある。アルツハイマー型認知症の当事者であ る丹野氏は、認知症に関する間違った情報が世間 に流布していたり、重度の認知症者の情報だけが 蔓延している状況を指摘し、「私はこのような当 事者や家族の不安を煽っている社会に疑問を持っ ています.」と述べる (丹野 2024: 88). アドボ カシーを論じる研究においても、中等度や重度の 認知症に関する情報のみを扱うことなく、軽度の 認知症者を含む多様な状況にある認知症者を取り 上げ、それらの人々に必要となるアドボカシーを 論じていく必要がある. そのためには, 研究実施 にあたりアドボカシーの対象となる認知症者の原 因疾患および重症度を明示することが不可欠とな る.

加えて、今後の研究におけるアドボカシーの対象として軽度認知症者を意識的に取り上げ、当該認知症者の参加による当事者保護・促進型および消費者主導型のアドボカシーに係る研究を蓄積していくことも、認知症者のアドボカシーに係る

SW 研究の今後の課題となる.

既述の通り、 当事者保護・促進型および消費者 主導型のアドボカシーに関するわが国の研究は限 定的である. これら2つのアドボカシーの対象 像としては、より障害の程度が軽い状況にある者 が想定されている (Freddolino et al. 2004). こ うした状況を鑑みると、当事者保護・促進型およ び消費者主導型のアドボカシーに関する研究を活 発化するに際して、まず軽度の認知症者に着目す ることが必要になる。軽度の認知症者は、中等度 または重度の認知症者に比して、できることが少 なくない. しかし、軽度の認知症者については、 周囲の認知症に対する知識不足のなかで、認知機 能低下に対する正確な理解を得られず、孤独感や 不安を抱える状況にあること、またそうした不安 を抱えながらも自ら表出しない傾向が示唆される (扇澤 2017) 周囲との関係において、抑圧され た状況にある認知症者の権利の擁護を実現するた めには、「当事者の無力感を超える」(竹端 2013: 36) ことを可能にする消費者主導型, 当 事者保護・促進型のアドボカシーの実践と、また その実践を支える両アドボカシーに関する知見の 蓄積が必要となる。

VI. おわりに

本邦では、2024年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。同法の基本理念には、認知症者の基本的人権の尊重や、認知症者が自らに関わる事柄に意見表明や参画する機会を確保することが示されている。こうした背景において、わが国の SWr による認知症者のアドボカシーの実践や研究は、一層の重要性を増している。本研究は、わが国の認知症者のアドボカシーに係る SW 研究の発展にあたり、その対応が不可欠となる2つの研究課題を示した点において、意義を有する。

一方で、アドボカシーや権利擁護の語を用いていないもののアドボカシーと同様のソーシャルワーク実践を論じる研究を文献検討の対象に加えることができていない点は、本研究の課題とな

る. 今後は、エンパワメントやソーシャルアクションなどアドボカシーに近しいキーワードを用いながら認知症者の権利を擁護する SWr の実践を論じる研究にも着目し、認知症者の権利の擁護に係る SW 研究を整理、発展させていく必要がある.

注

- 1)「認知症者」の表記は、その方の個性を認知症に限定し得る点で、誤解を招く可能性がある。しかし、本論にそのような意図はなく、紙幅の都合と文語表現の理解の容易さから、認知症のある人の略語として同表現を用いている。
- 2) 医中誌 Web における「認知症」と「ソーシャルワーク」をキーワードとした AND 検索では(類語の検索も含む), タイトルと抄録に同キーワードを含む原著論文に限定し検索を行った.
- 3) 文献検討の対象となった論文における社会福祉士と 権利擁護の語の表記は、文意を損なわない限り、ソー シャルワーカーまたはアドボカシーの語に置き換え表 記をしている。また各文献において、その対象が明確 に認知症高齢者に限定されている場合は、認知症者で はなく認知症高齢者と表記した。
- 4) 岩間 (2012) は、アドボカシーの実践主体を明示していない。しかし同論文では、アドボカシーを推進する点において地域を基盤としたソーシャルワークを実践理論に位置づける必要を主張しており、少なからずアドボカシーの実践主体に SWr が位置づけられることを示唆しており、文献検討の対象として妥当である判断した。
- 5) 野村 (2014) によると、認知症高齢者の Being とは、主に食物や水分の獲得等の基本的ニーズから、趣味や外出などのニーズを有する人の側面、Belongingとは、家族や地域、社会との関係など多様な関係性を結ぶ人の側面、Becomingは、時間軸、時を独自に捉える人の側面を意味するものとして論じられている。
- 6)「家族会と権利擁護の視点」は、認知症者の権利擁護の必要性の啓発のほかに、家族会の活動支援を含む概念となっており、他研究との単純な比較は難しい。
- 7) 今村ら(2011), 田部(2011), 湯原ら(2015) は,認知症者を特定の支援対象とした研究ではない。 しかし,今村ら(2011)が分析対象とする法人後見 を担う事業所における対応事例の76.8%が認知症で

- あること、田部 (2011) が取り上げている3事例の内,2事例が認知症者であること、同様に湯原ら(2015) の事例分析では対象30件の内、15件が認知症者であることから、本研究の分析対象として取り上げた。
- 8) 林田 (2017) が実施した質問紙調査の回答より、調査対象となった社会福祉士の成年後見人が対象とする成年被後見人は 62% が認知症であることが示される。同論文は、認知症者に特化した論述ではないが、上記状況より本研究の分析対象とした。
- 9) 1) の類型は、認知症者のアドボカシーに係る網羅的な内容であるため、差異モデルにおける特定のアドボカシーに分類することは困難であった。他方、1) の類型に該当する2つの論文は、意思決定の支援のほか、セルフ・アドボカシーを含む認知症者のアドボカシーの必要を指摘する。これらの指摘は、認知症者に対して、最善の利益擁護型や消費者主導型のアドボカシーを含む広範なアドボカシーが必要になることの指摘として解すことができる。
- 10) 永田 (2017) が論じるセルフ・アドボカシーは、 当該論文で示される事例の内容を踏まえると SWr の 側がアドボカシーの展開,手段を決定する当事者保 護・促進型のアドボカシーとも読み取れる. 先行研究 において,認知症者を対象とするセルフ・アドボカ シーの概念が曖昧に用いられる状況があることも示唆 された.
- 11) 以下,特に断りのない限りは,本論での「認知症者 のアドボカシーに係る SW 研究」とは,本邦における 当該研究を指す.

参考文献

- Donnelly, S., Begley, E., and O'Brien, M. (2019) How are people with dementia involved in careplanning and decision-making? An Irish social work perspective. Dementia, 18(7-8), 2985-3003.
- Freddolino, P, P., Moxley, P, D., Hyduk, A, C. (2004) A differential model of advocacy in social work practice., Families in society, 85(1), 119-128.
- 原直子・佐藤ゆかり・香川幸次郎(2016)「認知症の人の在宅生活を支援する地域包括ケアに関する研究 地域包括支援センターの調査に基づいて」『厚生の指標』 63(6), 15-23.
- 林田哲弥・佐藤ゆかり・香川幸次郎(2017)「社会福祉 士後見人の成年被後見人に対する権利擁護に関する研

- 究 後見業務の分析を通じて」『厚生の指標』64 (13), 23-32.
- 久松信夫 (2015)「認知症の行動・心理症状 (BPSD) に対する高齢者と家族介護者への援助スキル」『桜美 林論考. 自然科学・総合科学研究』6, 1-14.
- 久松信夫(2017a)「在宅認知症高齢者支援における ソーシャルワーカーの役割観 地域包括支援センター の社会福祉士に焦点をあてて」『社会福祉学評論』18, 13-25
- 久松信夫(2017b)「認知症高齢者支援におけるソーシャルワーカーの代弁プロセス 地域包括支援センターの社会福祉士に焦点をあてて」『社会福祉学』57(4),71-84.
- 日田剛 (2020)『ソーシャルワークにおける権利擁護と はなにか「発見されていない権利」の探求』旬報社.
- 飯田泰士 (2012) 『成年被後見人の選挙権・被選挙権の 制限と権利擁護 精神・知的障害者,認知症の人の政 治参加の機会を取り戻すために』明石書店.
- 今村浩司・本郷秀和・畑香理(2011)「成年後見制度に 関する一考察 北九州成年後見センターの取り組みを 参考に」『福岡県立大学人間社会学部紀要』19(2), 33-51.
- 岩間伸之 (2012)「認知症ケアにおける成年後見制度の 意義と可能性 本人を主体とした積極的な活用に向け て」『日本認知症ケア学会誌』10(4), 415-420.
- 岩崎香(2010)『人権を擁護するソーシャルワーカーの 役割と機能 精神保健福祉領域における実践過程を通 して』中央法規出版.
- Johnson, J. and Hartle, M. (2006) Social Work and Dementia Care Within Adult Day Services, Cox, C. ed. Dementia and Social Work Practice Research and Interventions, Springer, 305-320.
- 金圓景 (2023)「地域で暮らす認知症高齢者の意思決定 支援に関する一考察 地域包括支援センターの社会福 祉士を中心に」『明治学院大学社会学・社会福祉学研 究』160, 51-69.
- 北村育子(2007)「特別養護老人ホームにおけるソーシャルワーク視点によるグループ活動の意義 認知症高齢者を中心に」『日本福祉大学社会福祉論集』116,23-36.
- 北村育子・永田千鶴・松本佳代ほか (2014)「認知症高齢者の在宅生活継続を可能にする地域包括支援センターを中心とする専門職連携の有効性に関する一考察」『日本福祉大学社会福祉論集』130,191-208.

- 北野誠一 (1999)「権利擁護 (アドボカシー) とサービスの質に関するシステムとは」『ノーマライゼーション』19(3), 38-42.
- 北野誠一 (2000)「第10章 アドボカシー (権利擁護) の概念とその展開」河野正輝・大熊由紀子・北野誠一編『講座 障害をもつ人の人権 第3巻 福祉サービスと自立支援』有斐閣,142-159.
- 松崎吉之助(2012)「独居等認知症高齢者に対する成年 後見制度申立て支援に関する研究 地域包括支援セン ター社会福祉士による支援プロセス」『日本認知症ケ ア学会誌』11(2), 506-515.
- 松本真美・米澤美保子・都村尚子ほか(2019)「高齢者 入所施設における認知症高齢者を対象としたソーシャ ルワーク実践の困難性に関する研究 フォーカス・グ ループ・インタビュー調査から示唆されるバリデーションの活用に向けた検討」『関西福祉科学大学紀要』 (23),83-93.
- 水上然・佐瀬美惠子・黒田研二 (2015)「地域包括支援 センターに勤務する専門職の認知症支援における特徴 と課題」『神戸学院総合リハビリテーション研究』10 (2), 25-36.
- 永田美樹(2017)「偏見(スティグマ)を払拭するセルフアドボカシー活動における支援者の役割についての一考察」『日本早期認知症学会誌』10(2),88-94.
- 認知症疾患診療ガイドライン作成委員会 編(2017) 『認知症疾患診療ガイドライン』医学書院.
- 野村豊子 (2014)「在宅介護・福祉サービス利用者の権利擁護:セルフネグレクト・認知症高齢者と家族への支援をめぐって」『社会福祉研究』(120), 97-107.
- 小川幸裕(2021)「わが国の法定後見活動におけるアドボカシー概念の有効性 アドボカシーの定義の内容分析から」『北海道地域福祉研究』24, 15-21.
- 扇澤史子・粟田主一・古田光ほか(2017)「認知症本人 による認知機能障害・生活機能障害・行動心理症状に ついての自覚的体験内容と受診ニーズの特徴」『生命 科学』28(1), 171-177.
- Scourfield, P. (2022) Social work practice with people with dementia, Routledge.
- 田部宏行(2011)「成年被後見人等の多問題生活に対するソーシャルワーカーと司法書士の共同支援 成年後 見計画等の検討を通して」『司法福祉学研究』11,23-38.
- 竹端寛(2012)『権利擁護が支援を変える セルフアド ボカシーから虐待防止まで』現代書館。

- 丹野智文(2024)「当事者からの視点」平原佐斗司・内田直樹・遠矢純一郎編『医師・看護師のための認知症プライマリケアまるごとガイド最新知識に基づくステージアプローチ』中央法規,88-93.
- 寺田貴美代 (2016)「社会福祉領域における権利擁護概 念に関する一考察」『新潟医療福祉学会誌』15(2), 27-34.
- 鵜浦直子(2013)「認知症ケアにおける成年後見人等と のチームアプローチに関する研究 権利擁護の推進に

- 向けた連携・協働のあり方に焦点を当てて」『日本認 知症ケア学会誌』11(4), 796-804.
- World Health Organization (2021) Global status report on the public health response to dementia Executive summary.
- 湯原悦子・小島佳子・高柳雅仁ほか (2015)「地域における権利擁護支援ニーズの内容と支援の効果 法人後見の受任事例からの考察」『日本福祉大学社会福祉論集』133,29-45.

A Literature Review on Studies about Advocacy for Persons with Dementia in Social Work Practice

OYAMA Tsukasa

(AOMORI UNIVERSITY OF HEALTH AND WELFARE, Faculty of Health Sciences)

Keywords: advocacy, dementia, social work

This study aims to clarify the biases and research issues of previous Japanese Social work studies on advocacy for persons with dementia. A literature review was conducted and analyzed using a differential model of advocacy. This study found that the previous studies about advocacy for persons with dementia have focused mainly on the adult guardianship system and collaboration with legal professionals. Furthermore, previous

studies have rarely discussed self-advocacy. This study concluded that ①a study about advocacy based on using the adult guardianship system needs a critical examination of the harms and challenges pertaining to advocacy for persons with dementia, and ②to further develop research on self-advocacy, there is a need for clarification regarding appropriate dementia type and level of severity.